

第21節 事務処理

問1 自主設置の届出書類は、技術上の基準に適合してはいなくてはならないか。

答1 適合させ検査は実施するものとする。しかし、適合していなければ指導し、改善されない場合は、検査済証の項目には記載しない。

問2 増築・改修等に係る検査済証の記入方法について。

答2 下記の例によること。

例 「自動火災報知設備
（増築部分に限る。）
以下余白 」

問3 共同住宅用自火報等、非常放送及びパッケージ型消火設備等の検査済証への記載方法について。

答3 下記のとおりとする。

「共同住宅用スプリンクラー設備」

「共同住宅用自動火災報知設備」

「住戸用自動火災報知設備」

「共同住宅用非常警報設備」

「非常警報設備 放送設備」

「パッケージ型消火設備」

「ガス系消火設備（イナージェン）」等

※なお、パッケージ型消火設備及び新ガス系消火設備は、検査済証の項目に入れるものとする。

問4 収容人員の算定について

答4 規則1条の3の規定によるほか、次によること。

(1) 算定人員の計算において、1未満の端数は旅館等（令別表第1（5）項イ）で和室の宿泊室の場合を除き、切捨て算定するもの。ただし、除して得た数が1未満の場合は1とする。

(2) 新築共同住宅については下記のとおりとする。

（平成24年度第1回予防部会）

単身者向け住戸：1K・1DK・1LDK→1人

ファミリータイプ：2K・2DK・2LDK→3人

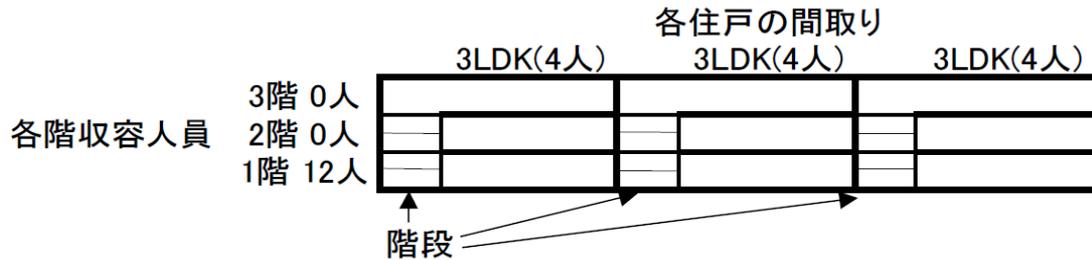
上記以外：3LDK・4LDK等 →4人

問5 メゾネット式の共同住宅の収容人員の算定について。

答5 建物全体の収容人員の算定は問4によること。

共用廊下等に面する主たる出入口の存する階に全居住者を算入すること。

(例) 3階建てのメゾネット式で1階に主たる出入口の存する場合は、合計の収容人員が1階の収容人員となり、2階及び3階の収容人員は0人となる。



問6 耐圧点検の必要のある消火器を、耐圧点検せずに全数更新した場合は、点検報告書にその旨を記載すれば、設置届は省略しても良いか。

答6 省略可とする。

問7 次のいずれかに該当する場合は、点検報告書に記載することで設置届は省略として良いか

ア) 点検時に感知器の感度不良、変形があったため取替えた場合。

イ) 点検時に不動作であった感知器のヘッド、ベース共に取替えた場合。

ウ) 点検時に空調の吹出口に接近して設置している感知器を移設した場合。

答7 省略可とする。

問8 R型受信機のソフトのみを変更した場合、設置届は必要か。

答8 不要とする。

問9 製造中止となった誘導灯を取替える場合、原則設計届が必要であるが、既設のものと同等の種類、機能、性能を有するものに交換する場合は設置届で良いか。

答9 設置届で可。

問 1 0 特定共同住宅等の住戸に設置しているG P 3 級受信機、感知器、戸外表示機及び補助音響等の取替えは、既設のものと同機能又は同等であれば設置届けで良いか。

答 1 0 設置届で可。

問 1 1 駅舎の面積及び階算定の取扱いについて。

答 1 1 消防用設備等の設置に係る床面積及び延べ面積の算定は、それぞれ建築基準法施行令第 2 条第 1 項第 3 号及び第 4 号の規定によるほか、下記の事項を含め取扱うこと。

- ・ プラットホーム及びコンコースで屋根を有し、かつ、床としての形態を有している部分はすべて算入すること。
- ・ 軌道部分については、屋根が設けられている場合であっても算入しない。
- ・ 階算定については、建築基準法施行令第 2 条第 1 項第 8 号の規定によること。

問 1 3 総合操作盤の届出について。

答 1 3 着工届として届出を提出すること。